ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

第十一条の五　［略］

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第十七条　法第百一条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、組織変更をする会員金融商品取引所の定めたものとする。

［号を削る。］

［号を削る。］

（組織変更後株式会社金融商品取引所の事後開示事項等）

第十八条　［略］

2　法第百一条の五第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、組織変更後株式会社金融商品取引所の定めたものとする。

（吸収合併消滅会員金融商品取引所の事前開示事項等）

第八十一条　［略］

［2～5　略］

6　法第百三十九条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、吸収合併消滅会員金融商品取引所の定めたものとする。

（吸収合併存続会員金融商品取引所の事後開示事項等）

第八十三条　［略］

2　法第百三十九条の四第十項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、吸収合併存続会員金融商品取引所の定めたものとする。

（新設合併消滅会員金融商品取引所の事前開示事項等）

第八十四条　［略］

2　法第百三十九条の五第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、新設合併消滅会員金融商品取引所の定めたものとする。

（新設合併設立会員金融商品取引所が備え置くべき書面の記載事項）

第八十六条　［略］

2　法第百三十九条の六第五項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、新設合併設立会員金融商品取引所の定めたものとする。

（吸収合併存続株式会社金融商品取引所の事前開示事項等）

第八十七条　［略］

2　法第百三十九条の七第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、吸収合併存続株式会社金融商品取引所の定めたものとする。

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

第十一条の二　［同上］

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第十七条　法第百一条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法であって組織変更をする会員金融商品取引所の定めたものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するもの

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（組織変更後株式会社金融商品取引所の事後開示事項等）

第十八条　［同上］

2　法第百一条の五第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、前条各号に掲げる方法であって組織変更後株式会社金融商品取引所の定めたものとする。

（吸収合併消滅会員金融商品取引所の事前開示事項等）

第八十一条　［同上］

［2～5　同上］

6　法第百三十九条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第十七条各号に掲げる方法のうち、吸収合併消滅会員金融商品取引所の定めたものとする。

（吸収合併存続会員金融商品取引所の事後開示事項等）

第八十三条　［同上］

2　法第百三十九条の四第十項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第十七条各号に掲げる方法のうち、吸収合併存続会員金融商品取引所の定めたものとする。

（新設合併消滅会員金融商品取引所の事前開示事項等）

第八十四条　［同上］

2　法第百三十九条の五第二項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第十七条各号に掲げる方法のうち、新設合併消滅会員金融商品取引所の定めたものとする。

（新設合併設立会員金融商品取引所が備え置くべき書面の記載事項）

第八十六条　［同上］

2　法第百三十九条の六第五項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第十七条各号に掲げる方法のうち、新設合併設立会員金融商品取引所の定めるものとする。

（吸収合併存続株式会社金融商品取引所の事前開示事項等）

第八十七条　［同上］

2　法第百三十九条の七第二項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第十七条各号に掲げる方法のうち、吸収合併存続株式会社金融商品取引所の定めるものとする。